

事業用資産（建物以外）に関する被災証明書等の発行について

1. 内 容

令和6年能登半島地震により被災した市内事業者が融資や各支援制度への申請を円滑に進めるため、事業用資産（建物以外）について、被災証明書を発行するもの。

※被災証明書は、あくまでも被災の程度を証明するものでなく被災した事実を証明するものであることから、現地調査は行わず、被災状況が確認できる写真やその他の資料（企業所有の資産台帳や位置図等）をもって発行する。

2. 被災証明書の使用目的

融資・補助金等の各種申請を目的として発行

（例）

- ・災害融資（日本政策金融公庫）
- ・なりわい再建支援補助金（仮称）（富山県）
- ・小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）（富山県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局）

3. 受付開始日及び受付場所について

- ・受付開始日：令和6年2月1日より受付開始
- ・受付場所：産業企画課前の申請窓口にて対応

4. その他

被災証明書その他、小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）の申請に必要な売上減少の証明書についても、今般、新たに発行する。

【問合せ先】

高岡市産業振興部産業企画課
TEL 0766-20-1290